



第67期

# 定時株主総会招集ご通知

株式会社SHOEI

## 株主の皆様へ

当社第67期定時株主総会を12月22日（金）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

第67期（2022年10月1日～2023年9月30日）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

### （第67期の概要及び第68期見通し）

結果的には7期連続の増収・増益で終わることができました。ひとえに株主の皆様からの温かいご支援、ご声援の賜物であり心よりお礼申し上げます。期の前半は新型コロナウイルスによるアウトドア関連の需要増という追い風がございましたが、後半は景気の減速や消費者の消費目的の多様化に伴いブレーキがかかりました。何とか逃げ切ったという感であります。第68期については第67期前半までのような高い需要は見込めない予測ですが、弊社の約6割を占める欧州と中国にて安全規格改定による主力製品のモデルチェンジを予定している関係で、連結売上高では対第67期比微増、連結営業利益では微減程度に落ち着くと見込んでおります。役職員一丸となって更なる改善に向け努力して参りますので、引き続きご支援のほど宜しく願い申し上げます。

代表取締役社長  
石田 健一郎



## 経営方針

### 1) 健全な財務体質により、事業継続を長期にコミットします。

当社は、第67期も従業員還元、地域貢献、環境対策等を可能な限り実施したうえで、連結当期純利益70億円（前年度比17.5%増）となり、その約半分を株主の皆様へ還元させていただきます。その上で、内部留保も増加し、自己資本比率は82.7%と高い水準を維持することが出来ました。

### 2) Made in Japanで勝負します。

当社は、第67期も国内2工場をフル稼働させ、84万個（前年度比5.6%増）のヘルメットを生産致しました。原材料や電気代等のコストアップがありましたが、極力販売価格に転嫁させていただき、為替円安効果もあって、単体のヘルメット販売単価は前年度比13.4%増となり、高い利益率を維持することができました。これも弊社がかかげる「Made in Japanで勝負する」という方針で十分に競争力を発揮できることを証明できたと思います。

### 3) お客様の声に耳を傾けます。

当社は、市場ニーズに真摯に耳を傾け、安心・安全かつお客様に喜んで頂ける製品の開発・生産に取り組んで参ります。現在はヘルメットとエレクトロニクスの融合、レトロブームへの対応といった市場ニーズに対応すべく、業界を率先して新しいチャレンジを続けており、着実に成功を収めております。第68期には、新しいチャレンジの第一弾としてBMX競技用ヘルメットを日本市場から上市する予定でございます。様々なカテゴリーで「さすがSHOEI」と称賛されるよう研鑽して参ります。

## 目次

株主の皆様へ .....	1
--------------	---

### 招集ご通知

第67期定時株主総会招集ご通知 .....	3
議決権行使についてのご案内 .....	6

(提供書面)

### 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 .....	8
(1) 事業の経過及びその成果	
(2) 設備投資の状況	
(3) 資金調達の状況	
(4) 財産及び損益の状況の推移	
(5) 対処すべき課題	
(6) 主要な事業内容	
(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	
(8) 重要な親会社及び子会社の状況	
(9) 主要な借入先及び借入額	
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の株式に関する事項 .....	16
3. 会社の新株予約権等に関する事項 .....	18
4. 会社役員に関する事項 .....	19
5. 会計監査人に関する事項 .....	25

### 連結計算書類

連結貸借対照表 .....	26
連結損益計算書 .....	27

### 個別計算書類

貸借対照表 .....	28
損益計算書 .....	29

### 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 .....	30
計算書類に係る会計監査報告 .....	32
監査役会の監査報告 .....	34

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 .....	35
第2号議案 取締役2名選任の件 .....	36
第3号議案 監査役3名選任の件 .....	38
第4号議案 取締役の報酬額改定の件 .....	40
第5号議案 監査役の報酬額改定の件 .....	41

証券コード 7839

2023年11月30日

(電子提供措置の開始日) 2023年11月30日

株 主 各 位

東京都台東区台東一丁目31番7号

株式会社 S H O E I

代表取締役社長 石田 健一郎

## 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

[https://www.shoei.com/ir/stockholders\\_meeting/](https://www.shoei.com/ir/stockholders_meeting/)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SHOEI」又は「コード」に当社証券コード「7839」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻 午前9時20分)
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第67期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第67期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役2名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬額改定の件  
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項  
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年12月22日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時20分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後6時到着分まで



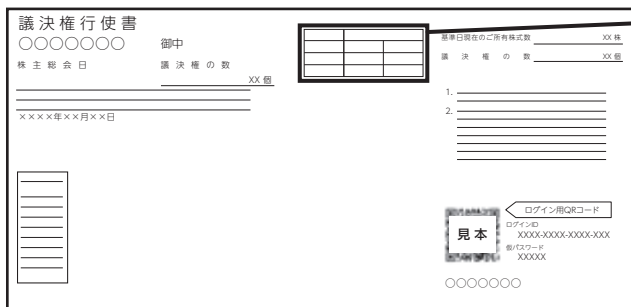
### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

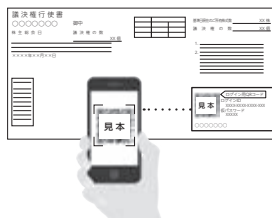
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」  
を入力  
「送信」を  
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### 【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。  
なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711  
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時、通話料無料)



(提供書面)

## 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当該会計年度における世界経済は、諸物価の高止まりに加え、欧米におけるインフレ防止策の影響や地政学リスクの高まり等で、景気の天井感が出始めました。

高級二輪乗車用ヘルメット市場は、当該会計年度前半は、コロナ禍において二輪乗用車が三密を避ける移動手段・レジャーとして高い人気を持続しましたが、後半は、ポストコロナにおける同ブームの減速、かつ上述の世界経済の現況下、欧州での天候不順などが加わり、かつての勢いが衰えてきました。然しながら、好調な前半が牽引する形で当該会計年度を通じ、概ね良好な販売を享受することができました。

このような状況下、当社は期初に策定した計画通りに生産・販売を実行すると共に、当社が推し進めているお客様のニーズに沿った新モデルの開発・製造及びお客様の安全をサポートする販売・サービス体制を引き続き成功裏に持続させました。

当連結会計年度における日本及び海外を合わせた販売数量は前年度比2.8%増となりました。欧州市場の販売数量は、需要の落ち着きを反映して前年度比0.2%増で推移しました。北米市場の販売数量は、代理店が前連結会計年度において販売好調ななかで積み増した在庫の調整を図ったこと、及び当連結会計年度の需要減により、前年度比47.7%減となりました。日本市場の販売数量は、前年度比2.3%減ですが当該会計年度内ではポストコロナの需要減は見受けられませんでした。アジア市場の販売数量は、中国において好調な需要が続くなか、前々連結会計年度の代理店による発注遅れの影響も一巡し、販売が前年度比90.1%増と大幅に増加したことから、前年度比72.8%増となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、中国を中心とするアジア市場の好調と円安効果が牽引し、売上高は33,616百万円と前年度比4,663百万円(16.1%)の増収となりました。資材費等のコストアップはありましたが、2022年10月に行った一斉値上げと新たに投入した新モデル(X-15シリーズ)発売に伴う単価アップ等から、営業利益は9,825百万円と前年度比1,443百万円(17.2%)の増益となりました。経常利益は9,858百万円と前年度比1,354百万円(15.9%)の増益、税金等調整前当期純利益は9,859百万円と前年度比1,355百万円(15.9%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は7,068百万円と前年度比1,050百万円(17.4%)の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート(期中平均):1ドル=139.57円、前年度比15.70円の円安、1ユーロ=149.34円、前年度比14.48円の円安となりました。また、海外子会社換算レート(2023年6月30日):1ドル=144.99円、前年度比8.31円の円安、1ユーロ=157.60円、前年度比14.93円の円安となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

品 目 名	第 66 期 (2022年 9月期)		第 67 期 (2023年 9月期)		
		構 成 比		構 成 比	前 年 度 比
二 輪 乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト	26,196	90.5	29,798	88.6	13.7
官 需 用 ヘ ル メ ッ ト	29	0.1	75	0.2	152.5
そ の 他	2,726	9.4	3,742	11.1	37.3
合 計	28,953	100.0	33,616	100.0	16.1

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

販 売 地 域	第 66 期 (2022年 9月期)		第 67 期 (2023年 9月期)		
		構 成 比		構 成 比	前 年 度 比
国 内	5,968	20.6	6,364	18.9	6.6
欧 州	12,594	43.5	14,658	43.6	16.4
北 米	5,174	17.9	3,529	10.5	△31.8
中 国	3,155	10.9	6,314	18.8	100.1
そ の 他	2,060	7.1	2,749	8.2	33.4
合 計	28,953	100.0	33,616	100.0	16.1

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め2,228百万円で、その主なものは茨城工場の建物（附属設備を含む）209百万円、機械及び装置437百万円、金型382百万円、工具器具備品61百万円及び岩手工場の建物（附属設備を含む）204百万円、機械及び装置396百万円、金型203百万円、工具器具備品41百万円であります。

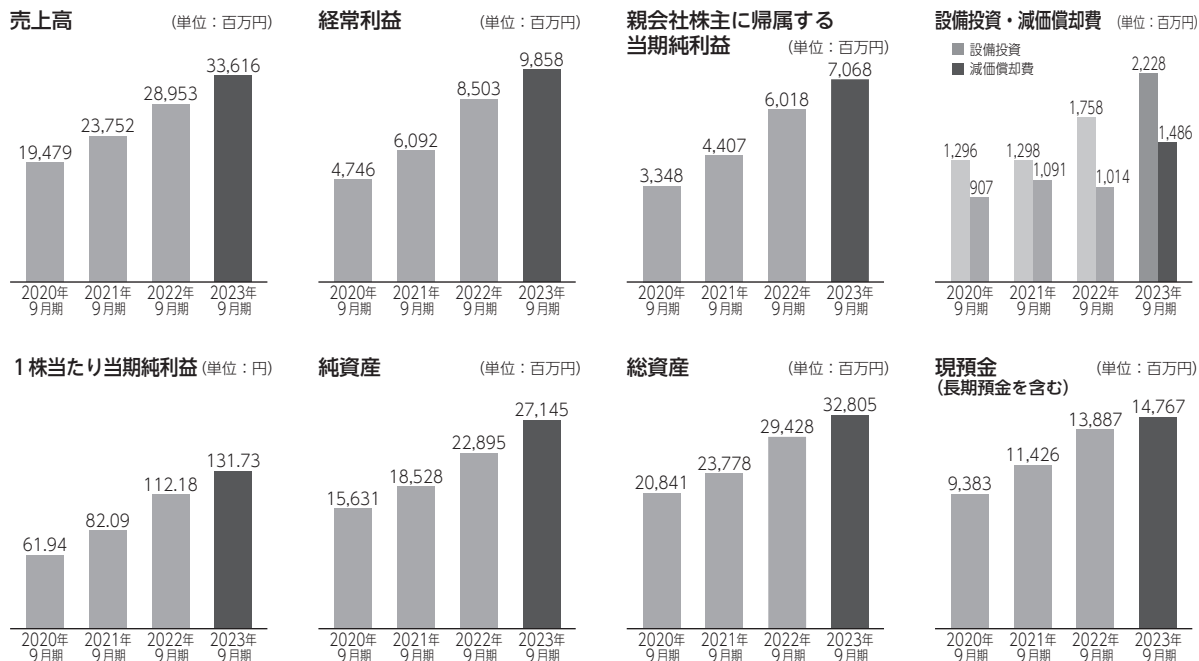
## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期 (2020年 9月期)	第 65 期 (2021年 9月期)	第 66 期 (2022年 9月期)	第 67 期 (2023年 9月期)
売 上 高(百万円)	19,479	23,752	28,953	33,616
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,348	4,407	6,018	7,068
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	61	82	112	131
総 資 産(百万円)	20,841	23,778	29,428	32,805
純 資 産(百万円)	15,631	18,528	22,895	27,145
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	291	345	426	506

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第64期(2020年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



※当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第64期(2020年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

### 1. 生産戦略

#### ① 実需に即した生産体制

当該会計年度後半に見られる需要減退の結果、当社欧州子会社をはじめとする一部の代理店の在庫が増加しており、これらの代理店が今後発注を調整する可能性があります。又、在庫が過多でない代理店においても、需要減退を見越してコンサバティブな発注となる可能性もあり、当社は需要動向を注視しております。他方、欧州、中国における規格改定による新モデル需要や、北米、東南アジアの手堅い需要もあり、今後、需要が決定的に減退するとは考えておりません。

いずれにせよ、当社は現地現物の精神に則り、市場が消化できる量の販売に合わせて生産体制をフレキシブルに変更して参ります。

#### ② 中期的生産体制

足下は需要減退に伴い調整局面となっておりますが、二輪乗車用高級ヘルメットの市場は、先進国においては爆発的な伸びは期待できないものの、特にアジアを含む新興国で安定的に伸長するものと予測され、当社はブランド力と商品競争力を武器に、早晚生産増強が必要になると見込んでおります。その一環として、以下の対策を進めて参ります。

- ・ 茨城工場に隣接し、現在茨城県が所有する江戸崎工業団地内の一区画（7.2ha）取得による工場スペースの拡張を進めます。当該土地については、2022年1月に茨城県企業局との間で土地売買契約を締結しておりますが、諸般の事情により、造成が完了して引渡しを受ける時期が2024年春頃になる予定です。
- ・ まずは、新しい土地に倉庫を建設し、既存倉庫の空いたスペースを利用し、付加価値を高める生産ラインを拡充する方針です。
- ・ 新しい土地の本格的な使用内容については、今後の受注状況等を慎重に見極めながら適切なタイミングで判断して参ります。

#### ③ 改善活動等を通じた製造現場の競争力強化

当社は、Made in Japanを生産戦略として経営方針の根幹に掲げております。ジャストインタイムによる改善活動等を通じ、国内両工場の競争力を持続的に強化して参ります。

### 2. 商品戦略

- ① 当社は一部の官需製品を除き、二輪乗車用ヘルメットに特化して参りましたが、今後は更なる利益増、事業リスク分散の観点から、新分野への展開を検討して参ります。手始めとして、比較的二輪乗車用高級ヘルメットと価格帯に近いBMX(自転車モトクロ

ス)競技用ヘルメットの上市を決定致しました。BMXはオリンピック競技にもなり、急速に注目を浴びている競技でもあります。まずは日本市場からスタートしますが、将来的には欧米への展開も検討しております。

② 商品の高付加価値化、多種多様化するニーズの取り組み

引き続き日々刻々変化するお客様のニーズ（機能、デザイン、被り心地等）を重視した製品の設計・開発に注力致します。当社の主力モデルであるNEOTECHシリーズ、GT-Airシリーズの新モデルを順次世界展開して参ります。また、スマートヘルメット（いわゆるナビゲーション機能付ヘルメット）であるOPTICSONも日本市場にて数量限定で販売開始し、現在その市場での評価を収集しているところです。

③ 直売体制の整備

当社はSHOEIと価値を分かち合える販売店様との協業で質の高い製品の販売を進めて参ります。一方で、自社EC（ネット通販サイト）を通じお近くに販売店がないお客様のフォロー体制を整え、自社ショールーム（現在、日本に5か所、パリに1か所）での販売を通じ、お客様から頂戴した生のご意見を既存製品の改良、次期モデルの開発に活用してまいります。

3. ブランド戦略

① PFSサービスの普及

パーソナル・フィッティング・システム（PFS）サービス（個別フィッティング調整）の普及に引き続き努めて参ります。現状の国内中心から欧米市場、アジア市場へ普及を拡大していくことで、いつの日か、ヘルメットは自分の頭の形状に合ったフィッティングをして購入するのが当たり前という時代が来るものと確信しております。

② 広告宣伝

引き続きMoto GPの代表選手であるマルク・マルケス、アレックス・マルケス兄弟とのレーサー契約を中心に、限られた経営資源を効率的に投資する一方で、今までにない新しい切り口の広告宣伝（SNSやインフルエンサーの活用等）も進めて参ります。

4. 市場戦略

重点新興国での販売強化

新興国（特にアジア）における需要の伸びは目覚ましいものがあります。当社はこの需要をしっかりと取り込む為、これらの国での市場調査、マーケティングを強化して参ります。タイ市場においては、2019年8月に現地販売子会社設立後、新型コロナの影響で、日本からの輸入が困難な状況が続いておりましたが、2022年秋からその制約もようやく解除されました。現在は本格的に輸入、販売を開始すると共に、PFSサービスの普及、ディーラー網の整備やマーケティング活動を活発化させています。中国においては、2021年6月に子会社（SHOEI上海）を設立しましたが、新型コロナの影響があったため、2023年初夏より、市場調査やマーケティング活動を本格的にスタートしております。当社にとって欧州に次ぐ第二の市場に躍り出た中国市場の実力及び将来性をしっかりと見極めて参ります。

## 5. その他の中長期戦略

### ① 環境問題への取り組み

当社は、環境問題への取り組みが企業に求められた重要な社会的責務のひとつであると認識しております。当社の企業規模として可能なことは限られておりますが、形だけ整えてお茶を濁したり、いたずらに調査や議論を重ねたりするのではなく、当社の身の丈に合った範囲でスピード感をもって対策を実現することにより、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献致します。当該会計年度は従業員向け電気自動車用充電設備の設置等を行いました。翌連結会計年度は自家消費型太陽光発電設備（PPA）の導入を予定しております。

### ② 新事業の検討

当社は今日まで二輪乗車用ヘルメット専門メーカーとして業容を拡大して参りました。今後ともこの祖業を強化していく方針に変更はありません。一方、世界中でライダーの高齢化や若者の趣味の多様化が進んでいることも歴然とした事実であり、当社の間尺にあった、当社らしい新事業があるのかについて議論を深めております。その第一弾として、翌連結会計年度に上述のBMX競技用ヘルメットへの進出を実行致します。

以上の定性的施策を踏まえ、翌期の見通しを下記の表としております。

		第67期	第68期
売上高	(百万円)	33,616	35,120
営業利益	(百万円)	9,825	9,630
経常利益	(百万円)	9,858	9,630
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,068	6,770
1株当たり当期純利益	(円)	131.73	126.42
配当金	(円)	66	63

## (6) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

二輪乗車用を中心とした各種FRP（強化プラスチック）ヘルメットの製造販売

## (7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2023年9月30日現在)

## ① 主要な営業所及び工場

社名	所在地
当社	本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、 岩手工場：岩手県一関市
SHOEI (EUROPA) GMBH	LANGENFELD,GERMANY
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	LANGENFELD,GERMANY
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	SEINE,FRANCE
SHOEI ITALIA S.R.L.	MILANO,ITALY
SHOEI ASIA CO.,LTD.	BANGKOK 10110,THAILAND
首維(上海)摩托车用品有限公司	中華人民共和国 上海市
株式会社SHOEI SALES JAPAN	東京都台東区

(注) 北米の代理店管理及びマーケティングを担っていた子会社であるSHOEI SAFETY HELMET CORPORATIONは、その役割を当社及び地場代理店に移管し、2023年9月30日に解散したため、上記の①主要な営業所及び工場から除外しております。

## ② 使用人の状況

## イ. 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
569 (267) 名	+37 (+40) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

□. 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
521 (264) 名	+29 (+40) 名	38.1歳	14.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年9月30日現在)**

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOEI (EUROPA) GMBH	25,564ユーロ	100%	欧州地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	609,797ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ITALIA S.R.L.	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ASIA CO.,LTD.	10,000,000バーツ	49%	ヘルメットの販売及び東南アジア地域のマーケティング
首維(上海)摩托车用品有限公司	50,000,000円	100%	中国国内のマーケティング
株式会社SHOEI SALES JAPAN	5,000,000円	100%	ヘルメットの販売及び国内のマーケティング

(注) 北米の代理店管理及びマーケティングを担っていた子会社であるSHOEI SAFETY HELMET CORPORATIONは、その役割を当社及び地場代理店に移管し、2023年9月30日に解散したため、上記の②子会社の状況から除外しております。

**(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年9月30日現在)**  
該当事項はありません。

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**  
該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 112,000,000株

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行可能株式総数は56,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 53,713,716株 (自己株式160,108株を含む)

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は26,856,858株増加しております。

(3) 株主数 21,974名

(4) 単元株式数 100株

(5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,403,700	11.96
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	4,457,068	8.32
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,687,400	6.89
アルク産業株式会社	2,800,000	5.23
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C ) R E F I D E L I T Y F U N D S	1,955,704	3.65
明和産業株式会社	1,600,000	2.99
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	1,086,244	2.03
R B C I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	1,084,600	2.03
明治安田生命保険相互会社	960,000	1.79
株式会社クラレ	960,000	1.79

(注) 持株比率は自己株式 (160,108株) を控除して計算しております。

## (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 ( 株 )	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	18,000	4名
社外取締役	5,000	3名
監査役	800	1名

- (注) 1. 2023年4月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 当社の非金銭報酬等の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

## (7) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の処分

2022年12月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	23,800株
処分価額の総額	61,166,000円
処分日	2023年1月20日
処分目的	所定の要件を満たす当社の取締役 (社外取締役を含みます。) および監査役 (社外監査役を除きます。) に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

- (注) 2023年4月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

### ②自己株式の処分

2023年7月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	9,800株
処分価額の総額	24,911,600円
処分日	2023年9月26日
処分目的	所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

### ③自己株式の取得

2023年7月28日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことについて決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	140,000株
取得価額の総額	353,146,800円
取得期間	2023年8月7日から2023年8月16日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 健 一 郎	
取 締 役	志 田 眞 之	商品開発本部長
取 締 役	堀 本 隆 行	生産本部長兼茨城工場長
取 締 役	山 口 裕 士	経営管理本部長兼経営管理部長 首維（上海）摩托車用品有限公司 董事
取 締 役	小 林 慶 一 郎	慶応義塾大学経済学部教授 経済産業研究所ファカルティフェロー
取 締 役	清 水 匡 輔	弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所） 株式会社Sharing Innovations 監査役
取 締 役	高 山 清 子	公認会計士（高山清子公認会計士事務所） リーガレックス合同会社 業務執行社員
常 勤 監 査 役	宮 川 篤 行	
監 査 役	小 出 豊	小出公認会計事務所代表
監 査 役	森 田 賢	

- (注) 1. 2022年12月23日開催の第66期定時株主総会にて、高山清子氏は取締役に選任されました。
2. 監査役 宮川篤行氏は当社の内部監査室及び経営管理部門において、長年に亘り業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに高山清子氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び森田賢氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏、高山清子氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

**(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額**

## ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	223,796 (28,042)	164,686 (15,192)	59,110 (12,850)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21,053 (7,200)	18,997 (7,200)	2,056 (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	244,850 (35,242)	183,684 (22,392)	61,166 (12,850)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役(社外取締役を含む)および監査役(社外監査役を除く)であります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当なし

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会において年額170,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く)とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の定時株主総会において年額21,000千円以内とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2020年12月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役(社外取締役を含む)については年額66,000千円、監査役(社外監査役を除く)については4,000千円を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)、監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。なお、本制度により発行又は処分される当社普通株式総数の上限については、本項⑤の口記載の通りです。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員個人の報酬等に係る決定方針について、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて決議しております。当該取締役会及び監査役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本報酬に関する方針

各取締役及び各監査役の報酬額(除く退職慰労金)にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」に次の通り定めております。

- ・役員報酬については、基本報酬月額をもって算出し、同月額は役位別に定めます。その金額は、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、取締役会において「役員報酬規程」を改定する形で決定します。尚、当社は業績連動報酬制度を導入しておりません。
- ・取締役各人の報酬は取締役会にて、また、監査役各人の報酬は監査役会にて決定します。
- ・取締役各人の報酬決定については、「取締役会から代表取締役社長に一任することがある」と規定されております。しかしながら、その役割は、「役員報酬規程」に定められている各役位別報酬に則った報酬を各人に支給するだけであり、裁量権はありません。役員報酬の決定権限はあくまで取締役会にあります。
- ・役員賞与については、「役員報酬規程」にて規定されていますが、実際に役員賞与が支給されたことはなく、役員賞与限度額が株主総会で承認を受けたことはありません。

#### □. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)に関する方針

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を除く。以下、総称して「対象役員」という)に対する譲渡制限付株式の割当てにかかる決定機関及び手続は、「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」という)及び「役員株式報酬規程」に次の通り定めております。

- ・当社は、対象役員に対して、株式発行又は自己株式の処分の方法により、株主総会で承認された金銭報酬の総額及び発行又は処分される株式総数の範囲内で、対象役員の貢献度等諸般の事情を勘案して定める数の譲渡制限付株式を交付いたします。
- ・本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含む)については年25,000株を、監査役(社外監査役を除く)については年1,500株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします。
- ・なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。
- ・本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ・譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から退任時までとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

- イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶応義塾大学経済学部教授、経済産業研究所ファカルティフェローであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役清水匡輔氏は、弁護士法人 ほくと総合法律事務所の弁護士、株式会社 Sharing Innovationsの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 取締役高山清子氏は、高山清子公認会計士事務所の公認会計士、リーガレックス合同会社の業務執行社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ニ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小林慶一郎	13回/14回	92.9%	—	—
取締役 清水匡輔	14回/14回	100.0%	—	—
取締役 高山清子	10回/10回	100.0%	—	—
監査役 小出 豊	14回/14回	100.0%	13回/13回	100.0%
監査役 森田 賢	13回/14回	92.9%	13回/13回	100.0%

(注) 高山清子氏の出席状況は、2022年12月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

#### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役小林慶一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。

同氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。



・取締役清水匡輔氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

同氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役期待される役割・責務を果たしております。

・取締役高山清子氏は、2022年12月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士として長年にわたり従事し、企業会計及び監査に関する豊富な経験と高い専門性に加え、企業経営に幅広い見識を有し、その高い専門性や知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役期待される役割・責務を果たしております。

・監査役小出豊氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

・監査役森田賢氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。

同氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,558,203</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,705,659</b>
現金及び預金	14,767,282	買掛金	485,929
受取手形	92,392	リース債務	100,734
売掛金	2,545,443	未払金	471,020
商品及び製品	3,278,479	未払法人税等	2,071,269
仕掛品	1,557,250	賞与引当金	355,700
原材料及び貯蔵品	1,385,679	その他	1,221,005
その他	1,937,070	<b>固 定 負 債</b>	<b>954,576</b>
貸倒引当金	△5,394	リース債務	358,422
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,247,274</b>	退職給付に係る負債	507,203
<b>有形固定資産</b>	<b>5,565,922</b>	資産除去債務	41,605
建物及び構築物	2,195,290	その他	47,345
機械装置及び運搬具	1,699,178	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,660,235</b>
工具、器具及び備品	752,018	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	257,294	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,620,208</b>
リース資産	29,092	資本金	1,421,929
建設仮勘定	181,930	資本剰余金	418,773
使用権資産	451,116	利益剰余金	25,162,393
<b>無形固定資産</b>	<b>159,761</b>	自己株式	△382,888
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,521,591</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>510,130</b>
繰延税金資産	1,106,455	為替換算調整勘定	582,826
その他	415,135	退職給付に係る調整累計額	△72,695
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,805,478</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>14,903</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>27,145,242</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>32,805,478</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2022年10月1日)  
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		33,616,724
売上原価		18,314,753
売上総利益		15,301,970
販売費及び一般管理費		5,476,220
営業利益		9,825,750
営業外収益		
受取利息	8,819	
補助金収入	10,631	
特許和解金	11,364	
雑収入	25,933	56,749
営業外費用		
支払利息	8,944	
障害者雇用納付金	2,500	
為替差損	6,819	
雑損	6,079	24,343
経常利益		9,858,156
特別利益		
固定資産売却益	1,892	1,892
特別損失		
固定資産売却損	878	878
税金等調整前当期純利益		9,859,169
法人税、住民税及び事業税	3,329,509	
法人税等調整額	△539,016	2,790,492
当期純利益		7,068,677
親会社株主に帰属する当期純利益		7,068,677

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,842,060	流 動 負 債	4,799,123
現金及び預金	12,995,465	買掛金	1,182,999
売掛金	3,695,519	前受金	480,628
商品及び製品	1,029,101	未払金	466,362
仕掛品	1,557,250	未払費用	128,502
原材料及び貯蔵品	1,385,679	未払法人税等	1,946,100
未収入金	637,351	賞与引当金	355,700
前払費用	270,965	その他	238,831
その他	1,270,725	固 定 負 債	440,210
固 定 資 産	6,390,294	リース債務	7,231
有形固定資産	5,035,477	退職給付引当金	344,029
建物	1,933,027	資産除去債務	41,605
構築物	256,606	その他	47,345
機械装置	1,685,614	負 債 合 計	5,239,334
車輜運搬具	6,348	純 資 産 の 部	
工具器具備品	711,912	株 主 資 本	23,993,019
土地	257,294	資 本 金	1,421,929
リース資産	29,092	資 本 剰 余 金	418,773
建設仮勘定	155,581	資本準備金	418,773
無形固定資産	144,393	利 益 剰 余 金	22,535,205
ソフトウェア	122,956	利益準備金	29,500
その他	21,436	その他利益剰余金	22,505,705
投資その他の資産	1,210,423	繰越利益剰余金	22,505,705
関係会社株式	21,108	自 己 株 式	△382,888
関係会社出資金	330,145	純 資 産 合 計	23,993,019
繰延税金資産	454,210	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,232,354
その他	404,958		
資 産 合 計	29,232,354		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2022年10月1日)  
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		31,413,269
売上原価		18,171,032
売上総利益		13,242,237
販売費及び一般管理費		3,416,818
営業利益		9,825,419
営業外収益		
受取利息	9,258	
受取配当金	1,808,364	
補助金収入	7,658	
特許和解金	11,364	
雑収入	37,853	1,874,499
営業外費用		
障害者雇用納付金	2,500	
為替差損	17,510	
雑損	3,837	23,848
経常利益		11,676,071
特別利益		
固定資産売却益	134	134
特別損失		
固定資産売却損	828	828
税引前当期純利益		11,675,377
法人税、住民税及び事業税	2,933,093	
法人税等調整額	△65,710	2,867,383
当期純利益		8,807,994

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

株式会社 S H O E I  
取締役会御中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S H O E I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

株式会社 S H O E I  
取締役会 御 中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2022年10月1日から2023年9月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株 式 会 社	S H O E I	監 査 役 会
常 勤	監 査 役	宮 川 篤 行 ㊟
社 外	監 査 役	小 出 豊 ㊟
社 外	監 査 役	森 田 賢 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第67期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

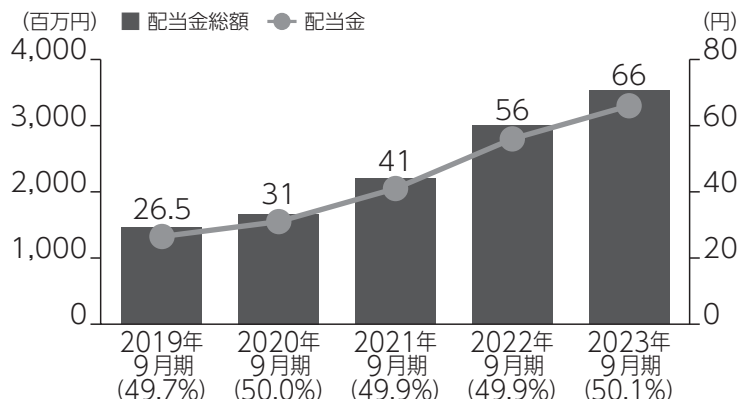
当社普通株式1株につき金66円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,534,538,128円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月25日といたしたいと存じます。

### (ご参考) 配当金の推移



※ ( ) 内は期中平均株式数を基準とした連結配当性向であります。

※2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算出しております。

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役石田健一郎氏、山口裕士氏、清水匡輔氏の3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化および意思決定の迅速化を図るため取締役を1名減員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案ご承認後の取締役は6名体制となります。社外取締役は1名減員しますが当社としては効率的な取締役会の運営とガバナンス体制についてはしっかりと担保された上での人選となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いしだ けんいちろう 石田 健一郎 (1960年11月29日生)	1983年4月 三菱商事株式会社入社 2013年5月 当社入社 参与海外営業部長 2013年7月 SHOEI(EUROPA)GMBH 代表取締役社長(共同代表) 2013年7月 SHOEI DISTRIBUTION GMBH 代表取締役社長 2013年7月 SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL 代表取締役社長 2013年7月 SHOEI ITALIA S.R.L.代表取締役社長 2013年12月 当社取締役海外営業部長 2016年10月 当社代表取締役社長(現任) 2016年12月 SHOEI(EUROPA)GMBH取締役(共同代表)	80,800株
	<p>【選任理由】</p> <p>石田健一郎氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営を指導しており、当社グループの経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		
2	やまぐち ひろし 山口 裕士 (1966年12月5日生)	1990年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2020年10月 当社入社 参与財務経理部長 2023年10月 当社取締役経営管理本部長兼経営管理部長 (現任)	4,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>山口裕士氏は、金融機関での海外業務の豊富な経験と金融分野での幅広い知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。</p>		

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役宮川篤行氏、小出豊氏及び森田賢氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みやかわ あつゆき 宮川 篤行 (1963年6月25日生)	2006年7月 当社入社 2008年10月 当社内部監査室長 2016年7月 当社経営管理部長 2020年10月 当社IR・広報部長 2021年12月 当社監査役就任(現任)	1,600株
	<b>【選任理由】</b> 宮川篤行氏は、長年にわたる内部監査室と経営管理部での業務での豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。		
2	もり た まさる 森田 賢 (1952年9月22日生)	1976年4月 三井物産株式会社入社 2004年5月 株式会社アルク入社 2006年5月 株式会社アルク代表取締役社長 2009年5月 安井化学工業株式会社代表取締役社長 2014年5月 アルク化成株式会社代表取締役社長 2018年5月 株式会社アルク代表取締役社長 2019年12月 当社監査役就任(現任)	—
	<b>【選任理由】</b> 森田賢氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待して選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する社数 相当株式の数
※3	わた なべ たま こ 渡 邊 珠 子 (1982年1月26日生)	2002年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年 4月 ASG税理士法人(現 太陽グループの税理士法人) 入所 2011年 7月 おだき税理士法人 館山事務所長就任 2019年 7月 いつき会計労務事務所 入所(現任) 2023年 5月 久光製菓株式会社 社外取締役就任(現行)	-
<p><b>【選任理由】</b> 渡邊珠子氏は、公認会計士および税理士としての専門的知識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査機能のより一層の強化を期待して選任をお願いするものであります。</p>			

※印は新任監査役候補者であります。

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)森田賢氏、渡邊珠子氏は、社外監査役候補者であります。

(注3)森田賢氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注4)当社は、渡邊珠子氏が社外監査役に選任された場合、同氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出る予定です。

(注5)当社は、森田賢氏が社外監査役に再任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は、2020年5月まで当社を主要な取引先である株式会社アルクの業務執行に携わっていましたが、同社を退職してから3年以上が経過していることから当社が定めている「独立性判断基準」の要件に照らし、独立性を有していると判断しております。

(注6)当社は、宮川篤行氏及び森田賢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、渡邊珠子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(注7)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年12月19日開催の第58期定時株主総会において、年額170,000千円以内をご承認頂き、今日に至っております。

この間、当社グループの事業規模拡大や経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大してきていること、及び今後、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けて取締役の意欲や士気を高めること等を考慮した結果、取締役の報酬額と当社グループの業績との連動性を高めることを目的として、当社の取締役の報酬額を年額250,000千円以内に改定させていただきたいと存じます。具体的には、取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とし、①当該事業年度の連結純利益や、②EBITDA（＝税金等調整前当期純利益＋支払利息＋減価償却費、すべて連結ベース）を複数年度平均で比較した増加額を指標として役位別に定めた割合で業績連動報酬額を計算し、役位別に定められた固定報酬額と合計した基本報酬額（年額）を確定のうえ、その金額を12等分した定額を毎月支給します。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会での審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認された場合は、事業報告21ページに記載の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について、本議案に基づき改定することを予定しております。

なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名、役付取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名、役付取締役3名）となります。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2019年12月20日開催の第63期定時株主総会において年額21,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。しかし、その後の経済情勢の変化や企業統治に係る情勢の変化その他諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額31,000千円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外取締役2名）となります。

以上

## (ご参考) スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、取締役及び監査役の専門性・経験（スキル・マトリックス）は次のとおりとなります。

	氏名	役職等	スキル（当社が期待する知識・経験）							
			企業経営 経営戦略	商品開発	製造 品質管理	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	法務リスク マネジメント	財務会計
取締役	石田 健一郎	代表取締役 社長	●			●	●	●		●
	志田 眞之	取締役 商品開発本部長		●		●	●			
	堀本 隆行	取締役 生産本部長兼 茨城工場長	●	●	●			●		
	山口 裕士	取締役 経営管理本部長	●				●		●	●
	小林 慶一郎	取締役 独立社外					●			●
	高山 清子	取締役 独立社外							●	●
監査役	宮川 篤行	常勤監査役							●	●
	森田 賢	監査役 社外	●							●
	渡邊 珠子	監査役 社外	●						●	●

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という）の独立性判断基準を以下の通り定め、社外役員がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものとみなす。

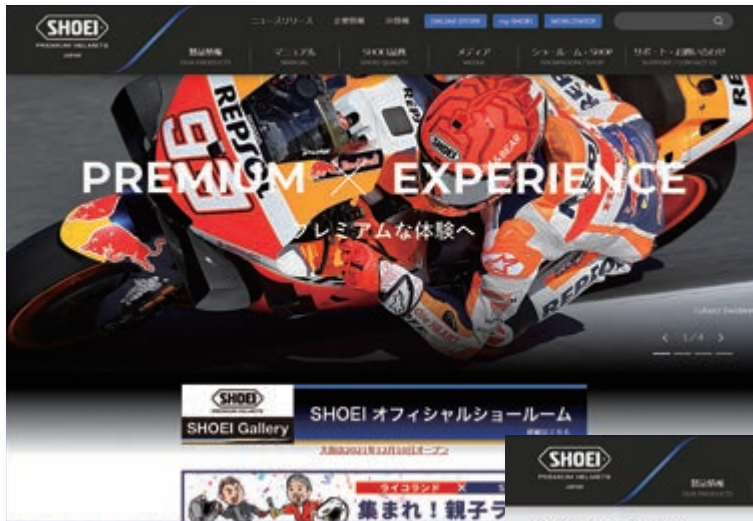
1. 現在および過去10年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
3. 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者
4. 当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
5. 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
6. 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円（過去3事業年度の平均）を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
7. 当社または当社子会社から年間1,000万円（過去3事業年度の平均）を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
8. 過去3年間に於いて2.から7.に該当する者。
9. 配偶者または二親等内の親族が、1.から8.に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
10. その他、1.から9.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

(注1)直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを行った取引先をいう。

(注2)直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先もしくは、直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

(注3)業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

# ウェブサイトのご案内



## TOPページ

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。



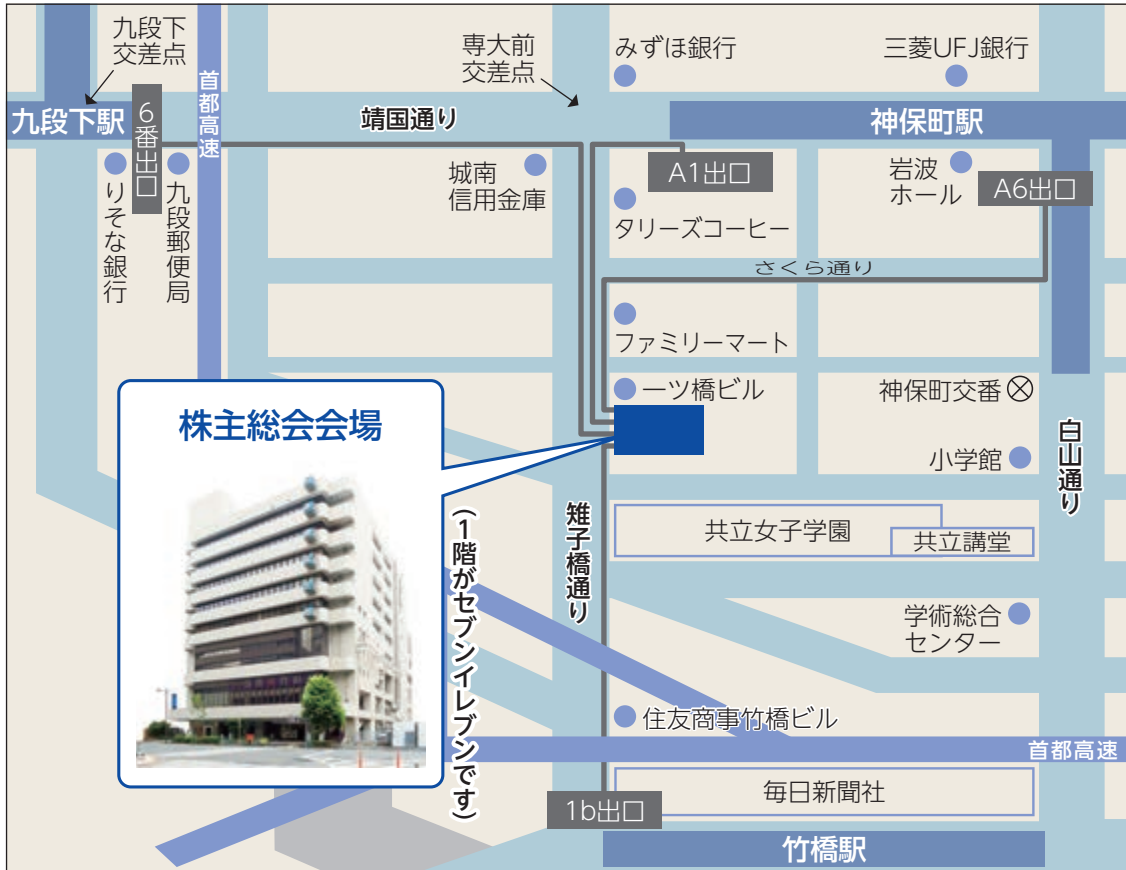
IR情報

<https://www.shoei.com/>

## 株主総会会場ご案内

### 会場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室  
東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号



### 交通案内

地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅 (A1出口)  
地下鉄都営三田線 神保町駅 (A6出口)  
東京メトロ東西線 竹橋駅 (北の丸公園側1b出口)  
東京メトロ東西線 九段下駅 (6番出口)

徒歩3分  
徒歩5分  
徒歩5分  
徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。